

WELL Health-Safety Rating (WHSR) 取得効果検証業務委託  
「公募型プロポーザル方式」 公告  
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和6年1月25日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 業務の目的

山梨県は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、県内において常に高いレベルでの感染症・災害等の緊急事態発生への備えや対応を行うことで、利用者や従業員が感染症、災害等に対して健康・安全に過ごせる施設を提供し、もって、国内外の多くの方から選ばれるよう、健康・安全に対応した施設であることを認定する国際的評価であるWELL Health-Safety Rating（以下「WHSR」という。）の試験取得を支援している。

本委託業務は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後において、宿泊施設がこのWHSRを取得することによる誘客等に与える効果を検証することを目的とする。

## 2 業務の内容

### (1) 名称

WELL Health-Safety Rating (WHSR) 取得効果検証業務委託

### (2) 内容

別紙「WELL Health-Safety Rating (WHSR) 取得効果検証業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 費用の上限額

金2,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

## 3 企画提案に係る日程

### (1) 募集開始

令和6年1月25日（木）

|                        |                                   |
|------------------------|-----------------------------------|
| (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和6年2月 5日(月) 午後5時                 |
| (3) 質問票提出期限            | 令和6年2月 5日(月) 午後5時                 |
| (4) 企画提案書提出期限          | 令和6年2月15日(木) 正午                   |
| (5) 一次審査(書類審査)         | 令和6年2月20日(火)                      |
| (6) 書類審査結果通知           | 令和6年2月22日(木)<br>※メール及び文書で通知       |
| (7) 二次審査               | 令和6年2月28日(水) 実施予定                 |
| (8) 最終審査結果通知           | 令和6年3月 4日(月) 頃発送予定<br>※メール及び文書で通知 |

#### 4 企画提案への参加資格

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

ア 企画提案応募資格確認申請書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

※ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付することで、上記イ誓約書(様式2)の添付は不要とすることができる。

##### (1) 提案参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年2月3日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

##### (2) 提出期限

提出期限は、「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

提出は平日の午前9時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)

(3) 提出場所

山梨県感染症対策センター グリーン・ゾーン推進グループ

所在地 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館2階）

電話 055-223-1318（直通）

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（いずれも提出期間内必着）とする。電子メールの場合は、後日原本を提出（郵送可）すること。（郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申立てることはできない。以下同じ。）

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和6年2月8日（木）以降にすべての申請者に対し通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

提案参加資格を満たす者として選定されなかった者は、(5)の通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に、書面（任意様式）により理由について説明を求めることができる。

## 5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を「WELL Health-Safety Rating（WHSR）取得効果検証業務委託に関する質問（貴社名）」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

山梨県感染症対策センター グリーン・ゾーン推進グループ

メールアドレス green-zone@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和6年1月25日（木）から2月5日（月）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、2月9日（金）までに企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

なお、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場

合は回答しないことがある。

## (2) 審査

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

### ア 企画提案書

- ・A4判両面カラー印刷、縦型、横書き、左綴じ、20ページ以内とすること。
- ・A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ・日本語表記で11ポイント以上であること。
- ・仕様書及び審査基準を踏まえ以下の事項について記載すること。

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 取組の実現性   | <ul style="list-style-type: none"><li>・会社規模、財務状況</li><li>・全体スケジュール</li><li>・過去における類似業務（効果検証業務）の実績</li></ul>  |
| 業務推進体制   | <ul style="list-style-type: none"><li>・業務を円滑に進めるための体制</li></ul>  |
| 企画全体設計   | <ul style="list-style-type: none"><li>・「1 業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本業務の全体像、コンセプト</li></ul>   |
| 事業費      | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業費全体の積算の内訳</li></ul>   |
| アンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"><li>・調査方法、回収方法、整理方法等について具体的な手法</li><li>・効果検証に必要なアンケート調査項目の提案</li><li>・アンケート対象者、回収数、使用する言語を増やす工夫など独自の提案</li><li>・利用者、従業員の負担軽減への配慮</li></ul> |
| 取得効果の検証  | <ul style="list-style-type: none"><li>・効果検証内容について、仕様書の内容を網羅</li><li>・分析方法、WHSR 取得効果の検証方法について、専門的知見を生かした独自の提案</li></ul>   |

### イ 見積書（任意様式）

- ・金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。
- ・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。
- ・見積額は、費用の上限額の範囲内とすること。

### ウ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、役員名簿、会社概要、財務状況等を示すもの。
- ・会社概要等の紹介パンフレット等がある場合は添付すること。

### エ 提出部数及び提出方法

- ・書面により上記ア、イ、ウを正本1部、副本10部提出するとともに、電子メール（PDF形式）でも提出すること。
- ・書面による提出は、持参又は郵便・宅配により行い、提出期限までに必着のこと。
- ・持参以外の方法で提出した場合は、到着したことを本要項の末尾に記載の問い合わせ先へ電話で確認すること。

#### オ 提出期限

令和6年2月15日（木）正午（必着）

持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

#### カ 提出場所

山梨県感染症対策センター グリーン・ゾーン推進グループ

所在地 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館2階）

電話 055-223-1318（直通）

## 6 審査・結果について

### (1) 審査

- ①企画提案書の審査は、WELL Health-Safety Rating (WHSR) 取得効果検証業務委託に係る企画提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。
- ②書面審査により優秀提案者を定める一次審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより最優秀提案者を定める二次審査を行う。  
ただし、参加資格を有することを確認された参加申請者が4社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。（二次審査については、「7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング」を参照）
- ③審査では、企画提案内容、経費等について総合的に審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決める。
- ④得点が同点の者が生じた場合は、審査委員会において協議の上、順位を決定する。

### (2) 審査結果

- ①一次審査の結果は、企画提案書の提案者全員に、また、二次審査の結果は優秀提案者全員に文書及びメールにて通知する。
- ②審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

優秀提案者を対象として、企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリング(二次審査)を次のとおり実施する。

### (1) 日時

令和6年2月28日(水)を予定しているが、詳細は優秀提案者に対して別途連絡する。

(2) 場所

山梨県庁内

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

35分程度(提案書説明15分、質疑応答15分、準備・入退室時間を含む。)

提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに終了とする。

出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ①企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。
- ②会場には県側でパソコンからの出力設備(モニター等)を用意する。
- ③やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、又は遅刻した場合は選定から除外する。
- ④プレゼンテーション等で使用する参考資料等は別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

## 8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等(5(2)ア～ウ参照)を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為又は参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 審査委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し、援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことを確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
  - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
  - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

## 9 契約

(1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わず、契約の見込みがないとき又は優先交渉権者が契約締結までの間に「4 企画提案への参加資格」を満たさなくなったときは、

次点の提案者と契約に向けて協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上とし、契約時に納付する。ただし、山梨県財務規則第109条の2第各号に該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

## 10 契約書

別添契約書（案）のとおり

## 11 その他

- (1) 企画提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案への参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (4) 参加表明後に、企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届（様式4）」によるものとし、企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (8) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

## 12 問い合わせ先

山梨県感染症対策センター グリーン・ゾーン推進グループ

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館2階）

電話 055-223-1318（直通）

メール green-zone@pref.yamanashi.lg.jp